

多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム
派遣研究報告書

2012年7月31日

派遣者氏名（専門分野）	山本 一	（ 東洋史学 ）
-------------	------	----------

下記のとおり報告します。

記

研究テーマ	明清時代の地方政治・官僚制度における柔構造 ——督撫による省内官僚の配置について——
-------	---

派遣期間

2012年 4月 21日 ～ 2012年 6月 20日

訪問研究機関	国	都市	訪問機関	受入研究者
	中国	北京	第一歴史档案館	

派遣先で実施した研究内容

派遣者は、中国明清時代の地方政治・官僚制度を研究しており、その実態解明のためには当該時代の行政文書の解読が必須である。派遣者はこれまですでに出版されている行政文書の検討から研究を進めてきたが、中国・台湾には未刊行の行政文書が多く残されている。

そこで派遣者は北京の第一歴史档案館を訪問し、主に清代の行政文書を実見・収集した。限られた時間の中であったが、収集した約2年分の行政文書から当初の派遣目的は達成できたと考えられる。

研究の当初の目的・計画の達成状況、明らかにできた成果

最後の前近代中国王朝である清朝の支配構造を支えたもののひとつに、皇帝を頂点とする複雑かつ堅牢な官僚制度があったことは論を待たない。また、官僚登用試験である科挙に及第した文人官僚は、基本的には全て中央政府の管轄下に置かれ、任地の中央・地方を問わず、その任命権は中央の皇帝、ないしは吏部（官僚人事担当部署）が握っていたという理解が一般的である。しかし清代には、地方官の選任に関して、総督・巡撫（一省または二省を管轄範囲とする地方大官。以下督撫と略記）が実質的に選任を行っていたことが指摘されるが、未解明な部分が多く残されている。その例として、どのような過程・手続を経て、督撫による省内官僚の配置が実施されていたのかという点が挙げられる。

上述のような当時の行政制度を解明するためには、当時用いられていた行政文書（档案と呼ばれる）を検討する必要がある。清代において、中央と地方の間でやりとりされた档案史料には「**題本**」と「**奏摺**」の2種類がある。先行研究では**題本**は中央・地方大官がルーチンワークについて中央機関を通して皇帝へ報告する文書、**奏摺**は中央・地方大官が重要案件について皇帝に直接提出する文書とされている。この両者が督撫による地方官選任過程・手続においてどのような関係にあったのかを、以下の（1）（2）の点から考察することで、清代の行政制度からその支配構造を捉える一助としたい。

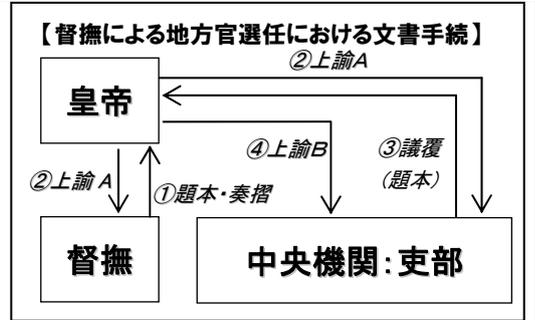
（1）地方官選任における文書手続

派遣者は申請時に地方官選任における文書手続について、限られた史料から推測を行ったが、題本を実見

裏面に続く

した結果、修正しなければならないことが明らかになった。紙幅の関係上、申請時と比較・修正はせず、派遣後に明らかになった実際の文書手続について述べたい。(右【督撫による地方官選任における文書手続】参照)。

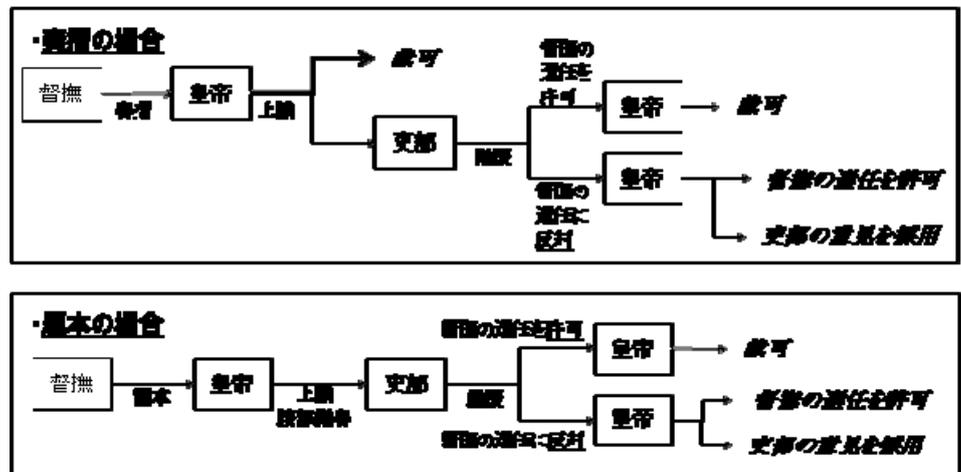
まず①督撫が空いたポストにだれを就けたいかを上奏する。その際、既存の規定に合致する場合は題本を、合致しない場合は奏摺を用いる。②皇帝は奏摺に対して、吏部の論議を経ずに裁可する場合もあるが、多くの場合は吏部へと督撫の選任内容を審議するように上諭をください。③吏部は督撫の選任を認めるべきか否かについて、議覆（論議後の返答）を題本で行う。④これを受けて皇帝は裁可かどうかにして吏部に上諭をください。



以上からまずは、督撫は題本と奏摺を、規定に合致しているかどうかで使い分けていることが指摘できる。また一部の先行研究では、督撫が地方官選任の権限を持ったことにより、督撫の省内における支配権限が強化されたとする。ただ文書手続から考えるならば、督撫の選任はほとんどが吏部の審査を受けなければならない、また最終的には必ず皇帝の裁可を必要とすることから、中央集権制は維持されていたといえよう。

(2) 地方官選任に関する意志決定のありかた

派遣者が実見した題本から、督撫が上奏した内容がどのような過程を経てどのような決定がくだされ得るのかをまとめたのが、右のフローチャートである。両者ともほぼ同じであるが、奏摺の場合は皇帝が吏部に案件をまわさず独自で裁可を下すことが異なる点である。



ここで指摘できるのは、皇帝が督撫の選任を否定する

事例は見られず、また吏部が督撫の選任を許可したが、それに皇帝が反対する、つまり吏部の判断を覆して督撫の選任を却下する事例も見られないということである。これは、現場の実情を把握する督撫の選任が、選任規定に合致するかどうか判断する吏部の決定より重要視されていたといえよう。

以上のように、清代の地方官選任規定とその運用実態から、中央集権国家たる清代の行政制度に、単なる中央（皇帝）独裁とは言い切れない、柔軟な構造を読み取れると考えられるのである。

派遣後の研究発表の予定

派遣者は、本派遣で得た知見をもとに、以下の2本の研究報告を行うことが決定している。

- ・11月末：大阪大学・上海交通大学研究交流セミナー（於大阪大学）にて中国語で報告予定
- ・12月初：京都大学人文科学研究所研究班、「近現代中国における社会経済制度の再編」（班長 村上衛、於京都大学人文科学研究所）にて報告予定。

また研究報告をもとに早期に論文にまとめて投稿したいと考える。